

## 学生各位

## 【重要】 駐車登録について

構内の駐車場には登録のない車は駐車することができませんので、自動車・バイクで通学する学生は、必ず駐車登録申請を行い、駐車登録証の交付を受けてください。

また、構内の学生宿舎等の入居者は、自動車・バイクによる通学は禁止されていますが、所有する自動車・バイクを学生宿舎等の駐車場に駐車することは可能です。この場合についても、駐車登録申請が必要となりますので必ず手続きをしてください。

## ＜申請方法＞

学内のパソコン室、または学内のネットワークから大学のホームページにアクセスし、学内専用ページの中からリンクされている「駐車登録申請」から手続きを行ってください。申請には、**予め以下の書類の画像データを準備しておく必要があります。**

申請時に必要な画像データ
①運転免許証(表面・裏面)
②自動車検査証 ※バイクの場合は不要
③任意保険の加入証明書 ※原付バイクは自賠責保険証明書でも可能 (補償対象者・自動車、保険期間、補償内容の分かるもの)



## ＜駐車登録証等の交付＞

## 【自動車】

「駐車登録証」は申請後、学生支援課で作成し、交付します。大学構内に駐車する場合は、交付された「駐車登録証」をフロントガラスの内側の見やすいところに必ず置いてください。

## 【バイク】

申請後、「ステッカー」を交付します。交付されたステッカーは、リアフェンダーや燃料タンク等の見やすいところに必ず貼付してください。

## ＜再交付・再登録・登録変更＞

駐車登録証を紛失・汚損した場合や文字が消えて読めなくなった場合、登録車両や名義人の変更があった場合は、再交付または登録変更の手続きが必要ですので、学生支援課学生係(⑧番窓口)まで申し出てください。

登録証の有効期限は、卒業・修了予定年月までとなっていますので、**学内進学する場合は、再度、申請をしてください。**